

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成26年10月23日（諮問第122号）

答申日：平成27年12月 2日（答申第83号）

事件名：交通管制センター中央装置台帳の非公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、交通管制センター中央装置台帳（以下「本件対象文書」という。）について、非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成26年9月18日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年10月3日、条例第10条第1項の規定に基づき、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年10月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として秋田県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 条例第6条は、本来、本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に対して、公開請求に応じて行政文書を公開しなければならない義務を規定することにより、「原則公開」の趣旨を明らかとしている。

本条は、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定めたものであり、これらの非公開情報が記録されていない限りは、公開請求に係る行政文書を公開しなければならないこととしている。

個別の行政文書に係る公開・非公開の判断は、公開請求を受けた実施機関が行うことから、原則公開のルールの下では、非公開情報に該当するとして例外的に非公開決定を行う場合、その妥当性を立証する責任は当該実施機関が負うものである。しかし、実施機関による非公開決定の

妥当性の立証がなされていない。

なお、本件請求は、車両感知器情報の保存期間が本件対象文書に記載されており、それは公開請求の対象文書であるという、秋田県警察本部交通規制課〇〇〇〇〇〇〇からの教示に基づき行った。

- (2) 本件対象文書には、道路交通情報をリアルタイムに収集するための車両感知器、交通監視用カメラ、光ビーコン等関係機器に係る記載があると思われるが、これらの機器については、秋田県情報公開審査会（以下「審査会」という。）において、インカメラ審理により既に調査済みであり、また、当該調査結果に基づいた答申がなされている。

例えば、諮問第115号の交通監視用カメラに関する答申においては、「一時的に録画された本件監視カメラの映像は、一定時間をもって上書き、消去される」旨の記載があり、また、諮問第118号の車両感知器に関する答申においては、「本件車両感知器で収集したデータからは、通過交通量及び占有率を5分間隔ごとに集計されたものが出力されるに留まっている」旨の記載がある。

以上のことから、関係機器の一定程度の機能が過去の答申で明らかとなっているため、諮問庁が説明するような支障は生じないものとする。

- (3) 公開請求書の請求内容欄には、「交通管制センター中央装置台帳」と記載しているが、最も知りたいのは、車両感知器情報の保存期間に関する部分である。ただし、それ以外の部分についても、可能な限り公開を求める。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、実施機関が本件対象文書について非公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、秋田県警察文書管理規程（平成12年秋田県警察本部訓令第28号）第32条に定める文書等分類基準表に則って分類され、及び保管されている文書であり、現に実施機関が保有する行政文書と特定した。

本件対象文書は、秋田県内の道路における安全で円滑な交通環境を司る秋田県警察本部交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の心臓部たる交通管制センター中央装置（以下「中央装置」という。）に係るシステムの構成、機能、取扱要領等を子細に記した文書である。

なお、審査請求人から平成26年9月8日付けでなされた、車両感知器情報に係る公開請求に対しては、当該行政文書を保有していないとの理由により、同月16日付けで不存在による非公開決定を通知したところ、後日、同人から電話があり、「車両感知器データの保存期間はどのくらいか。情報公開請求をしたい。何に記載されているのか教えてほしい。」旨の問い合わせがあったことから、同人の要求に適切に対応すべく、本件対象文書が該当する行政文書であることを教示した。

2 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性について

(1) 交通管制センターの重要性について

道路交通網の複雑・過密化に比例して自動車の交通量が年々増加の一途をたどる現代社会において、道路における各種交通情報の収集及び分析を基に信号機を制御し、又は道路利用者に情報を提供する等、高度な情報処理技術をもって交通の流れの整序化を図り、ひいては悲惨な交通事故の防止や交通渋滞の緩和等、公共の安全と秩序を維持する上で、交通管制センターの果たす役割は非常に重要である。

言い換えれば、現在の安全で円滑な交通秩序が崩壊することは、交通

事故の増加、救急・救助事案への対応の遅れ、物流の停滞はもとより、最悪の場合、紛争、暴動、略奪その他の治安の悪化による社会的な大混乱に繋がるのが容易に想像できる。

このような交通管制センターが担う役割の重要性に鑑み、全国の警察における交通管制センターの整備に当たっては、規模に多少の相違はあるものの、いずれも国がその経費の一部を補助することが関係法令により定められており、また、仕様も一定の斉一性を保つこととされている現状にある。

(2) 交通管制センターの構成及び機能について

交通管制センターによって次の対策を講じ、複雑・過密化した交通を効率的かつ安全に管理して、交通の安全と円滑の確保に努めている。

ア 道路交通情報の収集

道路上に設置した車両感知器、交通監視用カメラ、光ビーコン等により、道路交通情報をリアルタイムに収集する。

イ 道路交通情報の分析

アにより収集した多様な道路交通情報について、中央装置により分析する。

ウ 制御指令

イの情報分析を基に、中央装置を介して、交通状況に即応した信号機の制御等により交通の安全と円滑を図る。

エ 情報提供

交通情報板や車載装置（カーナビゲーションシステム）により、タイムリーできめ細かな道路交通情報の提供により、交通流・交通量の誘導及び分散を図る。

(3) 本件対象文書の内容及び管理について

本件対象文書は、交通管制センターを構成する全ての装置の機能の概要、構成、設計図面、取扱説明・要領等の詳細な情報により構成されており、交通管制センターの全てを知ることができる文書である。

また、交通管制センターは、公共の安全と秩序の維持を図る上で重要な情報処理を行っていることから、その安全性を確保する目的で入退室管理を厳重にしており、現に本件対象文書もそのセキュリティエリアにおいて保管・管理しているものである。

(4) 本件対象文書の公開が及ぼす支障について

安全で円滑な交通環境の構築による交通秩序の維持は、今や日本国民にとって当たり前のものになりつつあるが、社会の安定化対策を将来的に講じていく上でも、交通管制センターが担う役割は極めて重要なものである。

ア 違法アクセスによるシステム攻撃の懸念

前述のとおり本件対象文書には交通管制センターを構成する全ての装置のシステムの構成、機能、取扱要領等の詳細な情報が記録されている。

仮に、公共の安全と秩序を混乱させ、治安を悪化させようと企てる者が本件対象文書を入手した場合、それらの情報を元にシステムの構成、機能、取扱要領等を熟知し、外部からの違法アクセスにより信号制御システム等に攻撃を加えることで、現行の信号現示及び系統を思いのままに乱し、あるいは端末装置への工作と合わせて信号機を全滅灯させるほか、交通情報板に混乱を招く偽りの情報を掲載する等、様々な重大障害を与えることが容易に推測できる。

特に、県内の都市部において、広範囲にわたる信号機の全滅灯が同

時多発し、あるいは信号系統が乱れた場合、交通秩序が大きく混乱することは先の東日本大震災の際にも経験済みであるが、それが長期間に及ぶと、警察力の大半が交通整理にあてがわれることによって他の警察事象への対処が手薄になることが懸念され、結果的に無法状態に転じて深刻な治安悪化を招くことが必至である等、警察活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあると認められ、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定める警察の責務の趣旨からも、このような国民を脅かす事態に結びつくような懸念及び不安要素は未然に排除する必要がある。

イ メンテナンス業者等を装った者の不正な機器操作介入の懸念

本件対象文書には交通管制センターを構成する全ての装置のシステムの構成、機能、取扱要領等の詳細な情報が記録されている。

仮に、公共の安全と秩序を混乱させ、治安を悪化させようと企てる者が本件対象文書を入手した場合、装置のメンテナンス業者及びメーカー社員を装って来庁し、職員を欺いてセキュリティエリアに侵入の上、各種装置の不正な操作をもって信号制御システム等に攻撃を加えることにより、現行の信号現示や系統を思いのままに乱し、あるいは端末装置への工作と合わせて信号機を全滅灯させるほか、交通情報板に混乱を招く偽りの情報を掲載する等、様々な重大障害を与えることが容易に推測できる。

この推測もアと同様、警察活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、国民を脅かす事態に結びつくような懸念及び不安要素は未然に排除する必要がある。

ウ 全国の警察に悪影響を及ぼすことの懸念

前述のとおり、交通管制センターは全国の警察において同じ目的の下、仕様に一定の斉一性を保って整備しているものであり、本件対象

文書を実施機関が公開することは、深刻な治安悪化への懸念及び不安が全国に広がることとなり、ひいては実施機関のみならず全国の警察における活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これは絶対に避ける必要がある。

(5) 非公開情報以外の情報に関する公開の可否の判断について

本件対象文書について、何も記載されていない中表紙、目次の一部等の非公開情報以外の部分を部分公開するとしても、それは公開請求者にとって有意の情報が一切記録されていないと認められることから、条例第6条第2項ただし書の規定により、全て非公開と判断した。

(6) 結論

本件対象文書は、秋田県内の道路における安全で円滑な交通環境を司る交通管制センターの心臓部たる中央装置に係るシステムの構成、機能、取扱要領等を子細に記した警察活動の事務又は事業情報であるため、これを公開することにより、違法及び不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にする等、警察活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共の安全と秩序を大きく害することに繋がりかねないと認められる。

よって、本件対象文書は、条例第6条第1項第4号に規定する事務又は事業情報に該当するとして、非公開を決定した。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成26年10月23日 諮問の受付
- (2) 同 年11月27日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 平成27年 3月 9日 審議

- (4) 同 年 5月12日 審査請求人が意見陳述
- (5) 同 年 6月16日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 8月19日 審議
- (7) 同 年 9月17日 審議
- (8) 同 年11月17日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書について、当審査会において見分したところ、交通管制センター中央装置賃貸借完成図書及び交通管制センター更新工事完成図書（取扱説明書編、システム仕様編、工事施工図編、試験成績書編等）から構成されており、次の情報が記録されていることが認められる。

- (1) 各種装置の操作方法、構成表、構成図、系統図、据付図、仕様、機能、規格、性能等
- (2) 各室の機器配置図、ケーブル敷設図等
- (3) 各種装置を検査するに当たっての項目、内容、結果等
- (4) 各種装置の詳細な情報、図画及び写真

2 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、公開することによりこれらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とする合理的な理由

があるとしたものである。

本件対象文書について、実施機関は、警察活動の事務又は事業に関する情報であるため、これを公開することにより、違法及び不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にする等、警察活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共安全と秩序を大きく害することに繋がりかねないと認められるため、本号に該当し非公開とすべき旨説明する。

当審査会において、本件対象文書に記録された1(1)から(4)までの情報の公開の可否について検討すると、これらの情報は、交通管制センターを構成する全ての装置の機能概要、構成、設計図面、取扱説明・要領等の詳細な情報及びそれと密接不可分な情報であることが認められる。

したがって、仮にそのような情報を公開することとすると、交通管制センターを構成する装置の操作方法等及び当該装置が設置されている各室の構造等を知ることが可能となり、場合によっては、サーバーへの不正侵入による犯罪の実行を容易にし、又はその発見を遅らせ、若しくは困難にする等、警察活動の適正な遂行、さらには公共安全と秩序の維持に大きな支障を生じさせかねない。よって、本件対象文書は、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号に該当し、実施機関が本件対象文書を非公開とした決定は妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、特に本件対象文書における車両感知器情報の保存期間に関する部分を知りたい旨主張するが、当審査会において見分したところ、本件対象文書には、当該保存期間について記載された箇所は存在しないが、これに関連するものとして、車両感知器情報の蓄積容量に関する情報があり、この点について判断すると、当該情報も、中央装置の性能に関わる情報の一部と認められるため、上記のとおり、本号に該当し、実施

機関がこれを非公開とした決定は妥当である。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士